

第100回 定時株主総会招集ご通知

日時

2022年6月21日（火曜日）午前10時

場所

大阪市北区中之島5丁目3番51号
大阪国際会議場（グランキューブ大阪）
5階メインホール

開催場所が昨年と異なりますので、末尾ご案内図をご参照の上、お間違いのないようご注意ください。

議案

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 監査等委員でない取締役9名
選任の件
- 第4号議案 監査等委員でない取締役（社外
取締役を除く）に対する譲渡制
限付株式の付与のための報酬等
の決定の件

京阪ホールディングス株式会社
(証券コード 9045)

目 次

■第100回定時株主総会招集ご通知	1
■株主総会参考書類	4
〈添付書類〉	
■事業報告	17
■連結計算書類	40
■計算書類	42
■監査報告書	44

◎事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」および「株式会社の支配に関する基本方針」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」ならびに計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第16条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.keihan-holdings.co.jp/ir/info/shareholdermeeting.html>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載していません。

◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.keihan-holdings.co.jp/ir/info/shareholdermeeting.html>) に掲載させていただきます。

株 主 各 位

大阪市中央区大手前1丁目7番31号
京阪ホールディングス株式会社
代表取締役社長 石丸 昌宏

第100回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第100回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますから、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症予防の観点から、株主の皆様におかれましては、株主総会当日のご来場については慎重にご検討いただき、書面またはインターネット等により議決権を行使していただくことをご推奨申し上げます。

書面またはインターネット等によって議決権をご行使される際には、後記株主総会参考書類をご高覧下さいまして、2頁から3頁に記載の「議決権行使のご案内」に従って2022年6月20日（月曜日）午後6時まで議決権をご行使下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月21日（火曜日）午前10時

2. 場 所 大阪市北区中之島5丁目3番51号
大阪国際会議場（グランキューブ大阪）5階メインホール
（末尾ご案内図をご参照下さい。）

3. 目的事項

報 告 事 項 第100期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項

第1号議案 剰余金の配当の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 監査等委員でない取締役9名選任の件
第4号議案 監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬等の決定の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出下さいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参下さいますようお願い申し上げます。

◎代理人によって議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名が、代理人として株主総会にご出席いただけます。



議決権行使のご案内

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席いただく場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付でご提出下さい。

日 時

2022年6月21日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



書面（郵送）で行使いただく場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、ご返送下さい。

行使期限

2022年6月20日（月曜日）
午後6時到着分まで



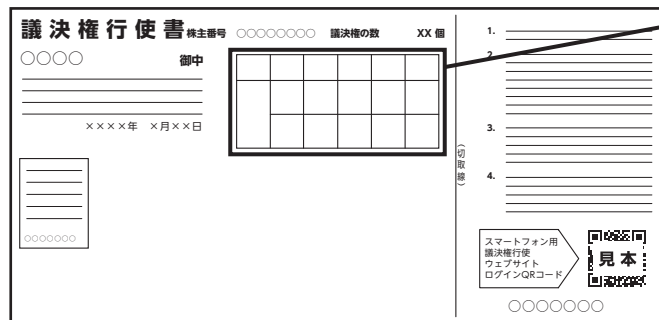
インターネットで行使いただく場合

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力下さい。

行使期限

2022年6月20日（月曜日）
午後6時入力完了分まで

議決権行使書用紙の記入方法のご案内



議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 個

0000 御中

××××年 ×月××日

スマートフォンのみ
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、ご返送下さい。

見本

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

こちらに議案の賛否をご記入下さい。

第1号・第2号・第4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入下さい。

※議決権行使書用紙はイメージです。

議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様は、事前のご利用申込みをいただくことにより、(株)ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使をおこなっていただくことも可能です。

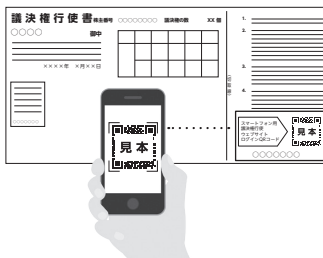
インターネットによる議決権行使のご案内

(1) QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

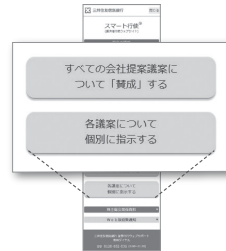
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1** 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取って下さい。

※「QRコード」は株式会社ウェブの登録商標です。



- 2** 以降は画面の案内に従って賛否をご入力下さい。



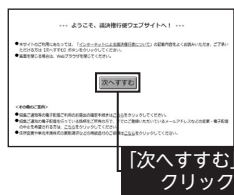
「スマート行使」での
議決権行使は
1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

(2) 議決権行使コード・ パスワードを入力する方法

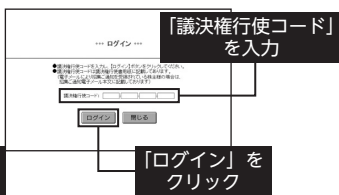
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1** 議決権行使ウェブサイトへアクセスして下さい。



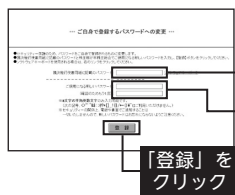
「次へすすむ」をクリック

- 2** 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力下さい。



「ログイン」をクリック

- 3** 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力下さい。



「登録」をクリック

- 4** 以降は画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

「初期パスワード」を入力
実際にご使用になる新しいパスワードを設定して下さい

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先

三井住友信託銀行
証券代行
ウェブサポート

専用
ダイヤル



0120-652-031
(午前9時～午後9時)

其他のご照会は



0120-782-031
(平日午前9時～午後5時)

インターネット等で議決権行使をされる場合のご注意事項

- 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回議決権を行使された場合は、最後におこなわれたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
- 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」および「パスワード」をご通知いたします。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、経営環境が激しく変化する中においても、沿線価値の向上を図ることで公共性の高い鉄軌道事業を中心とするグループの安定した経営基盤を確保するとともに、グループが成長するための積極的な投資および財務体質の強化に努め、かつ成果に応じた株主還元を持続的に実施するため、自己資本の水準および業績を勘案しつつ、安定的な利益配当を継続することを利益配分についての基本方針としております。

上記の基本方針のもと、新型コロナウイルス感染症による当社グループの事業活動への影響や財務状況等を総合的に勘案し、当期の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき25円 総額2,679,639,975円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月22日

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 変更の理由

1. 感染症の拡大や自然災害が発生した場合などにおいても円滑に株主総会を開催できるよう、また、社会全体のデジタル化の進展などにあわせて、株主総会の更なる活性化や事務の効率化を図ることができるよう、株主総会の開催場所および開催方法の選択肢を拡充するため、次のとおり変更をおこなうものであります。

① 株主総会の開催場所を柔軟に選択できるよう、現行定款第13条第2項の株主総会の招集地を大阪市に限定する定めを削除するものであります。

② 「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和3年法律第70号）の施行に伴い、所定の要件を満たすことにより、場所の定めのない株主総会（物理的な会場を設けることなく、インターネットなどにより株主の皆様が株主総会に出席する、いわゆる「バーチャルオンリー株主総会」）を開催することができることとなりました。これを受け、株主総会の開催方法の選択肢の一つとして、「バーチャルオンリー株主総会」の開催を可能とするため、第13条第2項を新設するものであります。なお、本定めの新設にあたり当社は、2022年2月24日付で、経済産業省令および法務省令が定める要件に該当することについて、経済産業大臣および法務大臣の確認を受けております。

2. 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されることに伴い、次のとおり変更をおこなうものであります。

① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、第16条第1項を新設するものであります。

② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定める事項について、書面交付請求をした株主の皆様へ交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができるようにするため、第16条第2項を新設するものであります。

③ 株主総会資料の電子提供制度導入に伴い、現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は不要となるため、これを削るものであります。

④ 上記の変更に伴い、効力発生日などに関する附則を定めるものであります。

(2) 変更の内容

現行定款の一部を次頁のとおり変更いたします。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 3 章 株 主 総 会 (招 集) 第13条 本会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。 2 株主総会の招集地は、大阪市とする。</p>	<p>第 3 章 株 主 総 会 (招 集) 第13条 (現行どおり) 2 本会社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</p>
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第16条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(削 る)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(電子提供措置等) 第16条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。 2 本会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>附 則 第1条 第16条の変更は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。 第2条 前条の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前第16条はなお効力を有するものとする。 第3条 本附則は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前条の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削るものとする。</p>

第3号議案 監査等委員でない取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員でない取締役全員9名が任期満了となりますので、監査等委員でない取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、監査等委員でない取締役候補者につきましては、委員の過半数を社外取締役とする指名・報酬諮問委員会が審議した上で取締役会に答申し、取締役会において審議・決定いたしております。

監査等委員でない取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号		氏 名				現在の当社における地位
1	再任	か	とう	よし	ふみ	代表取締役会長 CEO 取締役会議長
2	再任	いし	まる	まさ	ひろ	代表取締役社長 COO (執行役員社長)
3	再任	み	うら	たつ	や	取 締 役 (執行役員副社長)
4	再任	いな	ち	とし	ひこ	取 締 役 (専務執行役員)
5	再任	うえ	の	まさ	や	取 締 役 (専務執行役員)
6	再任	ひら	かわ	よし	ひろ	取 締 役 (常務執行役員)
7	再任	どう	もと	よし	ひさ	取 締 役 (常務執行役員)
8	再任	むら	お	かず	とし	社 外 独立役員 取 締 役
9	再任	はし	づめ	しん	や	社 外 独立役員 取 締 役

候補者番号

1

か とう よし ふみ
加 藤 よし 文

(1951年11月25日生)

再任

- 所有する当社株式の数
31,200株
- 取締役会出席状況
12回/12回

● 略歴および地位

1975年 4月 当社入社
2005年 6月 当社取締役
2007年 6月 当社取締役常務執行役員
2011年 6月 当社代表取締役社長 CEO 兼
COO 執行役員社長
2019年 6月 当社代表取締役会長 CEO 取締
役会議長 (現在)

● 担 当

—

● 重要な兼職の状況

京阪電気鉄道(株)代表取締役会長
京阪建物(株)代表取締役会長

● 監査等委員でない取締役候補者とした理由

2011年6月に代表取締役社長 CEO兼COO 執行役員社長に就任し、現在は代表取締役会長 CEO 取締役会議長として当社グループの経営を牽引するなど、豊富な経験と実績を有していることから監査等委員でない取締役として適任であると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

いし まる まさ ひろ
石 丸 昌 宏

(1962年2月28日生)

再任

- 所有する当社株式の数
11,410株
- 取締役会出席状況
12回/12回

● 略歴および地位

1985年 4月 当社入社
2013年 6月 当社執行役員
2017年 6月 当社取締役常務執行役員
2019年 6月 当社代表取締役社長 COO
執行役員社長 (現在)

● 担 当

経営企画室長、枚方市駅周辺開発室長、
監査内部統制室長、経営企画室事業推進担当
<沿線再耕>

● 重要な兼職の状況

京阪電気鉄道(株)取締役

● 監査等委員でない取締役候補者とした理由

2013年6月に執行役員に就任以降、現在は代表取締役社長 COO 執行役員社長として当社経営企画室長などを務めるなど、豊富な経験と実績を有していることから監査等委員でない取締役として適任であると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

み うら たつ や
三 浦 達 也

(1957年3月11日生)

再任

- 所有する当社株式の数 13,800株
- 取締役会出席状況 12回/12回

● 略歴および地位

1980年4月 当社入社
 2009年6月 当社執行役員
 2013年6月 当社取締役常務執行役員
 2017年6月 当社取締役専務執行役員
 2021年6月 当社取締役執行役員副社長(現在)

● 担当

グループ管理室長、経営企画室副室長(経営戦略担当<CSR・BIOSTYLE>)、グループ管理室経理部担当

● 重要な兼職の状況

京阪電気鉄道(株)取締役
 (株)ビオスタイル代表取締役社長

● 監査等委員でない取締役候補者とした理由

2009年6月に執行役員に就任以降、現在は取締役執行役員副社長として当社グループが重点施策に掲げる「BIOSTYLE」に関する業務などを担当するなど、豊富な経験と実績を有していることから監査等委員でない取締役として適任であると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

いな ち とし ひこ
稲 地 利 彦

(1958年12月17日生)

再任

- 所有する当社株式の数 7,231株
- 取締役会出席状況 12回/12回

● 略歴および地位

1982年4月 当社入社
 2013年6月 当社執行役員
 2017年6月 当社取締役常務執行役員
 2019年6月 当社取締役専務執行役員(現在)

● 担当

経営企画室副室長(事業推進担当<観光共創>)、京都担当
 [レジャー・サービス業統括責任者]

● 重要な兼職の状況

京阪ホテルズ&リゾート(株)代表取締役社長
 琵琶湖汽船(株)代表取締役会長
 大阪水上バス(株)代表取締役会長

● 監査等委員でない取締役候補者とした理由

2013年6月に執行役員に就任以降、現在は取締役専務執行役員(レジャー・サービス業統括責任者)として当社グループのレジャー・サービス業全般に関する業務などを担当するなど、豊富な経験と実績を有していることから監査等委員でない取締役として適任であると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

うえ の まさ や
上 野 正 哉

(1960年1月13日生)

再任

- 所有する当社株式の数
8,600株
- 取締役会出席状況
12回/12回

● 略歴および地位

1982年4月 当社入社
2013年6月 当社執行役員
2017年6月 当社取締役常務執行役員
2021年6月 当社取締役専務執行役員(現在)

● 担当

沿線開発プロジェクト推進室長、経営企画室副
室長、グループ管理室副室長(人事部担当)、
枚方市駅周辺開発室副室長
[流通業統括責任者]

● 重要な兼職の状況

京阪電気鉄道(株)取締役
株京阪百貨店代表取締役会長
株ビオ・マーケット代表取締役社長

● 監査等委員でない取締役候補者とした理由

2013年6月に執行役員に就任以降、現在は取締役専務執行役員(流通業統括責任者)として当社グループの流通業全般に関する業務などを担当するなど、豊富な経験と実績を有していることから監査等委員でない取締役として適任であると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号

6

ひら かわ よし ひろ
平 川 良 浩

(1961年12月16日生)

再任

- 所有する当社株式の数
4,200株
- 取締役会出席状況
10回/10回
(2021年6月就任以降)

● 略歴および地位

1986年4月 当社入社
2015年6月 当社執行役員
2019年6月 京阪電気鉄道(株)専務取締役
2021年6月 当社取締役常務執行役員(現在)

● 担当

経営企画室副室長
[運輸業統括責任者]

● 重要な兼職の状況

京阪電気鉄道(株)代表取締役社長

● 監査等委員でない取締役候補者とした理由

2015年6月に執行役員に就任以降、現在は取締役常務執行役員(運輸業統括責任者)として当社グループの運輸業全般に関する業務を担当するなど、豊富な経験と実績を有していることから監査等委員でない取締役として適任であると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号

7

どう もと よし ひさ
道 本 能 久

(1965年6月1日生)

再任

- 所有する当社株式の数 3,893株
- 取締役会出席状況 10回/10回
(2021年6月就任以降)

● 略歴および地位

1988年4月 当社入社
2017年6月 当社執行役員
2021年6月 当社取締役常務執行役員(現在)

● 担 当

経営企画室副室長、沿線開発プロジェクト推進室副室長<京橋プロジェクト>
[不動産業統括責任者]

● 重要な兼職の状況

京阪電鉄不動産(株)代表取締役社長
京阪建物(株)代表取締役社長
(株)ゼロ・コーポレーション取締役会長

● 監査等委員でない取締役候補者とした理由

2017年6月に執行役員に就任以降、現在は取締役常務執行役員（不動産業統括責任者）として当社グループの不動産業全般に関する業務などを担当するなど、豊富な経験と実績を有していることから監査等委員でない取締役として適任であると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号

8

むら お かず とし
村 尾 和 俊

(1952年10月21日生)

再任

社外

独立役員

- 所有する当社株式の数 0
- 取締役会出席状況 11回/12回

● 略歴および地位

1976年4月 日本電信電話公社入社
2009年6月 西日本電信電話(株)代表取締役副社長
2012年6月 同社代表取締役社長
2018年6月 同社相談役(現在)
2019年6月 当社取締役(現在)

● 担 当

—

● 重要な兼職の状況

西日本電信電話(株)相談役
大阪瓦斯(株)社外取締役

● 監査等委員でない社外取締役候補者とした理由および社外取締役に選任された場合に果たすことが期待される役割の概要

取締役会および指名・報酬諮問委員会において、経営者としての豊富な経験および卓越した識見を活かして、社外取締役として独立した立場から、積極的な意見をいただくとともに当社の経営および職務執行を監督していただくことを期待し、監査等委員でない社外取締役として引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号

9

はし づめ しん や
橋 爪 紳 也

(1960年12月6日生)

再任

社外

独立役員

● 所有する当社株式の数 0

● 取締役会出席状況

12回/12回

● 略歴および地位

- 2006年 4月 大阪市立大学大学院文学研究科教授 兼 都市研究プラザ教授
- 2008年 4月 大阪府立大学産学官連携機構特別教授 兼 観光産業戦略研究所所長
- 2017年 4月 同大学研究推進機構特別教授21世紀科学研究センター観光産業戦略研究所所長 兼 同大学大学院経済学研究科教授
- 2019年 6月 当社取締役 (現在)
- 2022年 4月 大阪公立大学研究推進機構特別教授、同機構協創研究センター観光産業戦略研究所所長 兼 同大学現代システム科学研究院教授 (現在)

● 担当

—

● 重要な兼職の状況

大阪公立大学研究推進機構特別教授、同機構協創研究センター観光産業戦略研究所所長 兼 同大学現代システム科学研究院教授

● 監査等委員でない社外取締役候補者とした理由および社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断した理由ならびに社外取締役に選任された場合に果たすことが期待される役割の概要

都市計画および都市文化論の専門家としての豊富な経験および卓越した識見を有していることから社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、取締役会および指名・報酬諮問委員会において、その経験および識見を活かして、社外取締役として独立した立場から、積極的な意見をいただくとともに当社の経営および職務執行を監督していただくことを期待し、監査等委員でない社外取締役として引き続き選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 当社は、当社の取締役等を被保険者として、被保険者が業務につきおこなった行為に起因して被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害が填補される、会社法第430条の3第1項の役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。監査等委員でない取締役候補者の各氏は、その選任が承認可決された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約は更新を予定しております。
2. 監査等委員でない取締役候補者と当社との間の特別の利害関係
稲地利彦氏は琵琶湖汽船㈱の代表取締役であり、当社は、同社との間で土地建物の賃貸および金銭の貸付などの取引関係があります。
3. 村尾和俊、橋爪紳也の各氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、村尾和俊、橋爪紳也の各氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 社外取締役候補者に関する事項
- (1)村尾和俊、橋爪紳也の各氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は、いずれも本総会終結の時をもって3年であります。
- (2)当社は村尾和俊、橋爪紳也の各氏との間で、各氏が職務をおこなうにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項の損害賠償責任を、100万円または法令が規定する最低責任限度額のいずれか高い額に限定する契約

を締結しております。各氏の選任が承認可決された場合、当社は各氏との間で、同内容の契約を継続する予定であります。

6. 橋爪紳也氏は、本総会までに、同氏の所属する大阪公立大学の内規に基づく同大学の許可を得て就任する予定であります。

(ご参考)

本議案が原案どおり承認可決された場合の取締役会の構成および取締役のスキル・マトリックスは次のとおりであります。

氏名	企業経営	運輸	不動産/ 都市開発	流通	レジャー・ サービス/ 観光	BIO STYLE	財務・ 会計	人事・ 労務	法務・ リスクマネ ジメント
取締役									
加藤 好文	●	●		●			●	●	●
石丸 昌宏	●							●	●
三浦 達也	●		●			●	●		
稲地 利彦	●				●				
上野 正哉	●			●		●		●	
平川 良浩	●	●							
道本 能久	●		●						
村尾 和俊 (社外) 独立役員	●								
橋爪 紳也 (社外) 独立役員			●						
取締役 監査等委員									
長濱 哲郎							●		
梅崎 壽 (社外) 独立役員	●	●							
田原 信之 (社外) 独立役員							●		
草尾 光一 (社外) 独立役員									●
濱崎 加奈子 (社外) 独立役員					●	●			

第4号議案

監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬等の決定の件

当社の監査等委員でない取締役の報酬等の額は、2017年6月20日開催の第95回定時株主総会において、年額4億円以内（うち社外取締役年額4,000万円以内）とすること、および、当該年額の範囲内で、監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）に対して、株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を割り当てることについて、それぞれご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度を見直し、当社の監査等委員でない取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という）に当社の一層の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との価値共有を進めることを目的として、現行の株式報酬型ストック・オプションに代えて、上記の株主総会でご承認済みの報酬等の額とは別枠にて、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することといたしたいと存じます。

なお、本議案が承認可決されることを条件に、すでに割り当て済みのものを除き、現行の株式報酬型ストック・オプションは廃止し、今後、株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の新たな発行はおこなわないことといたします。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額1億円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、指名・報酬諮問委員会の答申を受け、取締役会において決定することといたします。ただし、社外取締役に対しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものといたします。

なお、現在の監査等委員でない取締役の員数は9名（うち社外取締役2名）ですが、第3号議案「監査等委員でない取締役9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員でない取締役の員数は9名（うち社外取締役2名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年20,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む）または株式併合がおこなわれた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行または処分ならびにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間

で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という）を締結することを条件とします。

【本割当契約の内容の概要】

(1)譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より当社の取締役または執行役員のいずれの地位をも退任した直後の時点までの間（以下「譲渡制限期間」という）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という）。

(2)譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、当社の取締役会が予め定める期間（以下「役務提供期間」という）中、継続して、当社の取締役または執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に当社の取締役または執行役員のいずれの地位をも退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(3)正当な理由以外の理由による退任時の取扱い

対象取締役が、譲渡制限期間の満了前に、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由以外の理由により、当社の取締役または執行役員のいずれの地位をも退任した場合には、当社は、本割当株式の全部について当然に無償で取得する。

(4)組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5)その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

本議案は、対象取締役に当社の一層の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との価値共有を進めることを目的としております。また、当社は、指

名・報酬諮問委員会の答申に基づき、取締役会において事業報告34頁から36頁に記載の監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）の報酬等の決定方針を定めておりますが、本議案が原案どおり承認可決されることを条件として、当該決定方針の内容のうち株式報酬型ストック・オプションに関する部分を上記譲渡制限付株式報酬の支給を前提とした内容に変更することを予定しております。本議案は、当該変更後の決定方針その他諸般の事情を考慮して決定されており、その内容は相当であると考えております。

（ご参考）

当社は、本議案が原案どおり承認可決された場合、当社の監査等委員でない取締役を兼務しない執行役員に対しても、上記と同内容の譲渡制限付株式報酬を取締役会の決議に基づき付与する予定であります。

以 上

事業報告 2021年4月1日から2022年3月31日まで

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化するなか、企業収益に持ち直しの動きがみられましたものの、断続的に発出される緊急事態宣言などに伴う行動制限や自粛による経済社会活動の抑制により、個人消費は一進一退の動きとなるなど、依然として厳しい状況が続きました。

このような経済情勢のもとにおきまして、当社グループでは、各事業にわたり積極的な営業活動をおこなって、業績の向上に努めました結果、当連結会計年度の営業収益は2,581億1千8百万円（前期比46億9千8百万円、1.9%増）、営業利益は134億8百万円（前期は12億6千5百万円の営業損失）となり、これに営業外損益を加減した経常利益は164億8千5百万円（前期比162億4千7百万円増）となりました。さらに、これに特別損益を加減し、法人税等および非支配株主に帰属する当期純利益を控除した親会社株主に帰属する当期純利益は95億8千9百万円（前期は45億7千4百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

次に、事業別の状況についてご報告いたします。

運輸業

鉄軌道事業におきましては、京阪電気鉄道(株)において、9月25日、京阪線および大津線のダイヤを変更し、お客さまのご利用状況に応じた運転本数の見直しなどを実施するとともに、全車両座席指定の「ライナー」列車を増発したほか、運転速度および運転間隔の見直しにより特急列車の所要時間を短縮いたしました。また、京橋駅1・2番線ホームの可動式ホーム柵の使用を開始するなど、お客さまに安全にご利用いただける施設の整備を進めるとともに、一層の運転保安度の向上を図りました。このほか、叡山電鉄(株)においては、土砂災害の影響により2020年7月より長期運休しておりました鞍馬線市原駅から鞍馬駅間の列車の運転を、9月18日より再開いたしました。

バス運送業におきましては、脱炭素社会の実現に向けた取組みの一環として、京阪バス(株)において、12月22日より、七条駅、京都駅（ホテル「THE THOUSAND KYOTO」前）および梅小路を結ぶ「ステーションループバス」の全車両を電気バスに置き換えました。

これらの結果、運輸業全体の営業収益は707億6千8百万円（前期比50億7千3百万円、7.7%増）、営業利益は1億7千3百万円（前期は96億5千8百万円の営業損失）となりました。

不動産業

かねてより当社グループが参画する枚方市駅周辺地区第一種市街地再開発事業および中之島4丁目未来医療国際拠点整備事業について、建設に着手するなど、主軸戦略である「沿線再耕」の取組みを推進いたしました。

不動産販売業におきましては、「京阪東ローズタウン」「フォレストローズ奈良登美ヶ丘」などの土地建物を販売いたしました。また、マンションでは、「ザ・ファインタワー大手前」「クラッシィハウス 尼崎 GRAND PLACE」「THE HIGH HORIE」などのほか、関西圏以外におきましても積極的な事業展開に努め、「ファインレジデンスふじみ野」「グランアリーナレジデンス」「ファインシティ武蔵野富士見」などを販売いたしました。

不動産賃貸業におきましては、更なる事業の拡大・強化をめざし、12月24日、「横浜エクセレントⅢ」（横浜市中区、地上10階・地下1階建）を取得いたしました。

これらの結果、不動産業全体の営業収益は1,374億9千5百万円（前期比272億2千4百万円、24.7%増）、営業利益は225億9千3百万円（前期比40億2百万円、21.5%増）となりました。

流通業

ショッピングモールの経営におきましては、神戸市中央区に開業した複合文化施設「神戸ポートミュージアム」および横浜市戸塚区の商業施設「東戸塚オーロラシティ」のプロパティマネジメント業務を受託するなど、収益力の強化を図りました。

ストア業におきましては、11月1日、「もより市 天満橋駅」を開業いたしました。従来の駅ナカコンビニエンスストア「アンスリー」事業は、今後、高品質かつ独自性の高い食を提供する駅ナカにおける新業態店舗として、「地域に役立つ“いつも使いたいお店”」をコンセプトとする「もより市」へ順次業態転換を図ってまいります。

これらの結果、収益認識に関する会計基準等の適用による純額表示の影響などにより、流通業全体の営業収益は529億8百万円（前期比302億円、36.3%減）となりましたが、営業利益は17億7千6百万円（前期比5億8千4百万円、49.0%増）となりました。

レジャー・サービス業

ホテル業におきましては、前期に開業した「ホテル京阪仙台」および「ホテル京阪京都駅南」が通期で寄与いたしました。また、「琵琶湖ホテル」において、7月16日、滋賀県産の食材を使用した朝食などを味わうことのできる、プレミアム・ラグジュアリーフロア宿泊者専用の「Club Lounge」をオープンするとともに、「京都センチュリーホテル」において、体験型謎解きプログラム付き宿泊プランを販売したほか、その他のホテルにおいても、様々なアニメとコラボレーションした宿泊プランを販売するなど、施設の一層の魅力向上および競争力の強化に努めました。

これらの結果、レジャー・サービス業全体の営業収益は115億2千9百万円（前期比18億4百万円、18.6%増）、営業損失は93億2千4百万円（前期は108億2千3百万円の営業損失）となりました。

その他の事業

その他の事業におきましては、複合型商業施設「^{フッド}GOOD NATURE STATION^{ネイチャーステーション}」が、健康的で美しくクオリティの高い生活を実現し循環型社会に寄与するライフスタイル「^{ビオスタイル}BIOSTYLE」をコンセプトとして提案する商品・サービスを、首都圏をはじめ全国で展開するなど、積極的な営業活動をおこないました。

これらの結果、その他の事業全体の営業収益は31億6千9百万円（前期比1億8百万円、3.5%増）、営業損失は13億9千3百万円（前期は14億1百万円の営業損失）となりました。

(2) 対処すべき課題

当社グループでは、激変する将来の経営環境においても、当社グループが持続的な成長を続けるために、「価値創造」と「グローバル展開」に挑戦する、2050年を見据えた経営ビジョン「美しい京阪沿線、世界とつながる京阪グループへ」を策定しております。

当社グループは、この経営ビジョンのもと、京阪沿線が、もっと多くの人から「住みたい、訪れたい沿線」として選ばれるよう、まちや観光の価値を創造し世界へ発信するとともに、持続可能な社会の実現に寄与するライフスタイルを創造し世界に共感の輪を拡げ、沿線を基盤にアジア・ワイドで事業を展開することに挑戦いたします。

また、経営ビジョン実現に向け、2026年度を目標年次とした長期経営戦略を定め、持続的に成長する企業グループとしての基盤を築くことをめざしております。

しかしながら、昨今の新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、人の移動を根幹とする当社グループの事業活動に幅広い影響が生じているほか、お客さまの価値観やライフスタイルも大きく変化するなど、当社グループを取り巻く経営環境は非常に厳しい状況にあります。

このような情勢のもと、当社グループは、withコロナ・afterコロナの社会においても当社グループが持続的に成長するため、事業環境の変化に応じた見直しを図りながら、長期経営戦略に掲げる主軸戦略を推進するとともに、当面の間を「激変する事業環境の見極め期間」とし、「安全安心」「構造改革」「BIOSTYLE」を今後の事業の方向性と定め、主軸戦略と合わせこれらに基づく施策を推進してまいります。

長期経営戦略および今後の事業の方向性の概略は、次のとおりであります。

1. 基本方針

主軸戦略として、「沿線再耕」「観光共創」「共感コンテンツ創造」の3つの取組みを進めます。また、経営ビジョンに向けた布石として、エリアポートフォリオの構築と次世代を見据えたイノベーションの推進にも取り組みます。

2. 主軸戦略

(1) 「沿線再耕」 駅を拠点とする都市再生で美しい京阪沿線へ

駅を拠点として地域の歴史・文化・産業などの特色を活かした都市開発を推進し、これらを交通ネットワークで結ぶことで、魅力あふれる美しい沿線を再生し、沿線の居住・来訪者の拡大を図ります。「大阪東西軸復権とえきから始まるまちづくり」を重点施策に掲げ、淀屋橋、京橋、中之島といった大阪市内東西軸や枚方市の拠点開発を推進いたします。また、大阪東西軸に連なるエリアをはじめ、駅と周辺部を地域特性に応じて再生し、

都心部のまちづくりと相乗効果をめざします。

(2) 「観光共創」 地域と当社グループで観光を共創、グローバル交流を促進

当社グループの総合力を発揮して地域と観光を共創し、京都を中心に魅力ある観光体験を提供・発信して、国内外からの来訪者増加を図ります。「京都を中心とした観光・インバウンド事業強化」を重点施策に掲げ、中長期的な観光マーケットの回復を見極めながら、三条の拠点開発等を推進してまいります。また、京都駅前・四条河原町・三条を拠点として、洛北～東山～伏見・宇治エリアを中心に観光ルート拡大に向けた取組みを推進いたします。あわせて比叡山・びわ湖から京都を経て大阪につながる「水の路」とも連動させながら、京都観光の魅力を高める観光ルートや観光コンテンツを創造してまいります。

(3) 「共感コンテンツ創造」 お客さまに共感いただける商品・サービス・事業を創造

お客さまのくらしの価値を高めると同時に、環境をはじめとする社会課題の解決にも寄与する商品・サービス・事業の創造に取り組み、共感され、選ばれる当社グループをめざします。「BIOSTYLE—選ばれる京阪をめざして—」を重点施策に掲げ、四条河原町に開業したフラッグシップ施設「GOOD NATURE STATION」をはじめ、順次コンテンツを拡大展開し、当社グループの新たなブランドを確立いたします。また、グループ各事業の商品・サービスにも「BIOSTYLE」を取り入れ、お客さまに共感いただける商品・サービスを展開してまいります。

3. 経営ビジョンに向けた布石

(1) エリアポートフォリオの構築

観光事業にとどまらず、京都での事業展開を重視し、当社グループの事業機会の拡大を図ります。また、主軸戦略を最優先に取り組みつつ、沿線で培ったノウハウを活用し、沿線外や海外成長市場への事業展開を進めることで、当社グループの事業エリアを拡大します。

(2) 次世代を見据えたイノベーションの推進

ICT技術の革新をはじめとする環境変化を見据え、商品・サービス・事業のイノベーションを進め、生産性が高く創造性豊かな企業グループへ進化することをめざします。

4. 今後の事業の方向性

(1) 安全安心

感染症や災害等により不安にさらされる状況においても、安心してご利用いただける商品・サービスを提供してまいります。主な施策として、運輸業における安全・防災・衛生対策を強化し、不動産業においては、安全・安心・エコ対策を重点に顧客ニーズの変化に対応する住宅および施設の開発・展開を、また、レジャー・サービス業においては三密回避など安全に配慮したサービスを展開してまいります。

(2) 構造改革

既存事業の需要の変化に対応した体制を確立するとともに、新しい生活様式に対応する商品・サービスを展開してまいります。主な施策として、運輸業においては、お客さまの志向の変化や需要の平準化に対応したダイヤ改定やデジタル技術を活用した業務の効率化をおこなってまいります。また、流通業においてeコマースプラットフォームの構築によるグループ横断での独自の商品・サービスの展開を図るとともに、レジャー・サービス業では立地の優位性を活かした資産活用を推進してまいります。

(3) BIOSTYLE

人々のくらしの価値を高めると同時に社会課題の解決に資する商品・サービスを展開してまいります。主な施策として、不動産業においては、安全・安心・エコ対策を重点に顧客ニーズの変化に対応する住宅および施設の開発・展開を図るとともに、空き家対策への取組み等、持続可能な沿線まちづくりを推進してまいります。また、レジャー・サービス業においては「BIOSTYLE」（「エシカル」「ウェルビーイング」「エンターテインメント」）による差別化・競争力の強化を図ってまいります。さらに、グループ各社が積極的に取り組めるようガイドラインを制定し、「BIOSTYLE PROJECT」としてグループ全体で推進・確立をめざしてまいります。

(3) 資金調達の状況

設備資金などに充当するため、当連結会計年度に(株)日本政策投資銀行から121億6千万円を借り入れたのをはじめ、金融機関から所要の借入をおこないました。

また、当社は、「BIOSTYLE PROJECT」推進の一環として、2021年7月15日に第36回無担保社債100億円（サステナビリティボンド 利率年0.290%）を発行いたしました。

なお、当連結会計年度末の有利子負債残高は3,453億1千1百万円となり、前期末に比較して62億8千9百万円減少いたしました。

(4) 設備投資の状況

事業区分	投資額 (百万円)	主な設備投資の内容
運 輸 業	6,142	京阪線鉄道車両（13000系）36両新造など
不 動 産 業	9,473	枚方市駅周辺地区第一種市街地再開発事業など
流 通 業	826	京阪百貨店くずは店改装工事など
レジャー・サービス業	586	ホテル京阪天満橋駅前出店に伴う内装および設備工事など
そ の 他 の 事 業	46	
調 整 額	118	
合 計	17,193	

(注) 調整額は、各事業間の修正額および各事業区分に配分していない当社の設備投資額であります。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第97期 (2018年度)	第98期 (2019年度)	第99期 (2020年度)	第100期 (2021年度) (当連結会計年度)
営業収益 (百万円)	326,159	317,103	253,419	258,118
運輸業	93,926	93,365	65,694	70,768
不動産業	118,607	110,228	110,270	137,495
流通業	98,727	98,186	83,109	52,908
レジャー・サービス業	30,621	32,081	9,724	11,529
その他の事業	1,843	2,908	3,061	3,169
調整額	△17,567	△19,667	△18,441	△17,752
親会社株主に帰属する当期純利益 または当期純損失(△) (百万円)	21,480	20,121	△4,574	9,589
1株当たり当期純利益または当期純損失(△) (円)	200.40	187.72	△42.68	89.47
総 資 産 (百万円)	731,750	732,824	764,247	737,261
純 資 産 (百万円)	238,695	254,058	248,595	255,876

(注) 1. 事業別の営業収益は、各事業間の内部取引を相殺消去する前の数値を記載しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第100期の期首から適用しております。

(6) 主要な事業内容および事業所 (2022年3月31日現在)

1. 運輸業

事業内容	主要な事業所または施設
鉄軌道事業	[京阪電気鉄道(株)] 営業キロ 91.1km、駅数 89駅、車両数 706両 (大阪府、京都府、滋賀県) [叡山電鉄(株)] 営業キロ 14.4km、駅数 17駅、車両数 23両 (京都府) [京福電気鉄道(株)] 営業キロ 12.3km、駅数 24駅、車両数 30両 (京都府)
バス運送業	[京阪バス(株)] 車両数 600両 営業所 11カ所 (大阪府、京都府、滋賀県)
遊園地業	[京阪電気鉄道(株)] ひらかたパーク (大阪府)

(注) 京阪電気鉄道(株)の営業キロおよび駅数のうち、中之島線 (営業キロ 3.0km、駅数 4 駅) は、中之島高速鉄道(株)が鉄道施設の保有主体となり、京阪電気鉄道(株)が第2種鉄道事業者として運行しております。

2. 不動産業

事業内容	主要な事業所または施設
不動産販売業	[京阪電鉄不動産(株)] 営業所 10カ所 (大阪府、京都府、滋賀県、東京都、北海道) [(株)ゼロ・コーポレーション] 営業所 4カ所 (大阪府、京都府)
不動産賃貸業	[当社] 京阪淀ロジスティクスヤード (京都府)、久御山ショッピングタウン (京都府)、虎ノ門ヒルズビジネスタワー (東京都)、イースタンビル (東京都) 他 [京阪建物(株)] OMM (大阪府)

(注) 虎ノ門ヒルズ ビジネスタワーは、当社が区分所有権を有する物件であります。

3. 流通業

事業内容	主要な事業所または施設
百貨店業	[株]京阪百貨店 京阪百貨店 京橋店、守口店、住道店、枚方店、くずは店（大阪府）
ストア業	[株]京阪ザ・ストア フレスト 5店舗（大阪府、京都府） アンスリー 26店舗（大阪府、京都府） もより市 2店舗（大阪府）
ショッピングモールの経営	[株]京阪流通システムズ 京阪シティモール、KiKi 京橋、京阪モール、KUZUHA MALL（大阪府）

4. レジャー・サービス業

事業内容	主要な事業所または施設
ホテル業	[株]ホテル京阪 ホテル京阪ユニバーサル・タワー 他13店舗（大阪府、京都府、愛知県、東京都、宮城県、北海道） [京阪ホテルズ&リゾーツ株] THE THOUSAND KYOTO、京都タワーホテル、京都センチュリーホテル、琵琶湖ホテル 他1店舗（京都府、滋賀県）
観光船業	[大阪水上バス株] 隻数 8隻（大阪府） [琵琶湖汽船株] 隻数 7隻（滋賀県）

(7) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

事業区分	従業員数 (名)
運輸業	4,215 [1,006]
不動産業	957 [1,053]
流通業	760 [2,413]
レジャー・サービス業	524 [416]
その他の事業	79 [113]
全社(共通)	132 [12]
合計	6,667 [5,013]

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数であります。
2. 従業員数の合計は、前期末に比し300名減少いたしました。
3. 臨時従業員数は、[]内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 重要な子会社の状況 (2022年3月31日現在)

事業区分	会社名	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	主要な事業内容
運輸業	京阪電気鉄道(株)	100	100	鉄軌道事業
	叡山電鉄(株)	250	100	鉄道事業
	京福電気鉄道(株)	1,000	42.9	鉄軌道事業
	京阪バス(株)	100	100	バス運送業
不動産業	京阪電鉄不動産(株)	3,394	100	不動産販売業
	京阪建物(株)	100	100	不動産賃貸業
流通業	(株)京阪百貨店	1,500	100	百貨店業
	(株)京阪ザ・ストア	100	95.6 (100)	ストア業
	(株)京阪流通システムズ	100	100	ショッピングモールの経営
レジャー・サービス業	(株)ホテル京阪	100	97.0 (100)	ホテル業
	京阪ホテルズ&リゾート(株)	100	100	ホテル業

(注) () 内の数字は、当社の子会社の出資を含めた出資比率であります。

(9) 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
(株) 日本政策投資銀行	66,778
三井住友信託銀行(株)	24,487
(株) 三井住友銀行	10,816
(株) 京都銀行	8,001
(株) 三菱UFJ銀行	7,889

(注) 上記には、シンジケートローンによる借入金(総額83,200百万円)を含んでおりません。

2. 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 319,177,200株

(2) 発行済株式の総数 113,182,703株

(注) 自己株式5,997,104株を含んでおります。

(3) 株主数 51,166名

(注) 前期末に比し10,901名増加いたしました。

(4) 大株主

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	12,099	11.29
(株) 日本カストディ銀行 (信託口)	3,962	3.70
三井住友信託銀行(株)	3,000	2.80
(株) 三井住友銀行	2,000	1.87
日本生命保険相互会社	1,891	1.77
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 7 8 1	1,280	1.19
S T A T E S T R E E T B A N K W E S T C L I E N T - T R E A T Y 5 0 5 2 3 4	1,102	1.03
(株) 日本カストディ銀行 (三井住友信託銀行 再信託分・阪急電鉄(株)退職給付信託口)	1,073	1.00
大 樹 生 命 保 険 (株)	1,053	0.98
(株) 竹 中 工 務 店	1,024	0.96

(注) 1. 当社は、自己株式を5,997,104株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は、自己株式を除いて算出しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2022年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役会長 C E O 取締役会議長	加 藤 好 文		京阪電気鉄道(株)代表取締役会長 京阪建物(株)代表取締役会長
代表取締役社長 C O O (執行役員社長)	石 丸 昌 宏	経営企画室長、枚方市駅周 辺開発室長、監査内部統制 室長、経営企画室事業推進 担当<沿線再耕>	京阪電気鉄道(株)取締役
取 締 役 (執行役員副社長)	三 浦 達 也	グループ管理室長、経営企 画室副室長(経営戦略担当 <CSR・BIOSTYLE>)、 グループ管理室経理部担当	京阪電気鉄道(株)取締役 (株)ビオスタイル代表取締役社長
取 締 役 (専務執行役員)	稲 地 利 彦	経営企画室副室長(事業推 進担当<観光共創>)、 京都担当 [レジャー・サービス業統 括責任者]	京阪ホテルズ&リゾート(株)代表取締 役社長 琵琶湖汽船(株)代表取締役会長 大阪水上バス(株)代表取締役会長
取 締 役 (専務執行役員)	上 野 正 哉	沿線開発プロジェクト推進 室長、経営企画室副室長、 グループ管理室副室長(人 事部担当)、枚方市駅周辺 開発室副室長 [流通業統括責任者]	京阪電気鉄道(株)取締役 (株)京阪百貨店代表取締役会長 (株)ビオ・マーケット代表取締役社長
取 締 役 (常務執行役員)	平 川 良 浩	経営企画室副室長 [運輸業統括責任者]	京阪電気鉄道(株)代表取締役社長
取 締 役 (常務執行役員)	道 本 能 久	経営企画室副室長、沿線開 発プロジェクト推進室副室 長<京橋プロジェクト> [不動産業統括責任者]	京阪電鉄不動産(株)代表取締役社長 京阪建物(株)代表取締役社長 (株)ゼロ・コーポレーション取締役会長
取 締 役	村 尾 和 俊		西日本電信電話(株)相談役 大阪瓦斯(株)社外取締役
取 締 役	橋 爪 紳 也		大阪府立大学研究推進機構特別教授 21世紀科学研究センター観光産業戦 略研究所所長 兼 同大学大学院経済 学研究科教授
取 締 役 監査等委員(常勤)	長 濱 哲 郎		京阪電気鉄道(株)監査役

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
取締役 監査等委員	梅 崎 壽		東京地下鉄(株)顧問
取締役 監査等委員	田 原 信 之		公認会計士
取締役 監査等委員	草 尾 光 一		弁護士 ダイトーケミックス(株)社外監査役
取締役 監査等委員	濱 崎 加 奈 子		公益財団法人有斐斎弘道館代表理事 兼 館長 京都府立大学文学部准教授

- (注) 1. 取締役村尾和俊、橋爪紳也の各氏および取締役 監査等委員梅崎 壽、田原信之、草尾光一、濱崎加奈子の各氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、取締役村尾和俊、橋爪紳也の各氏および取締役 監査等委員梅崎 壽、田原信之、草尾光一、濱崎加奈子の各氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 取締役および取締役 監査等委員の異動
 (1)2021年6月18日、取締役中野道夫氏および取締役 監査等委員中谷正一氏は、任期満了により退任いたしました。
 (2)同日、定時株主総会の決議により取締役に平川良浩、道本能久の各氏および取締役 監査等委員に濱崎加奈子氏が新たに就任いたしました。
4. 取締役 監査等委員田原信之氏は公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役 監査等委員長濱哲郎氏は常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、重要な社内会議への出席や内部監査部門等との連携を通じて監査等委員会の監査・監督の実効性の向上を図るためであります。
6. 当社は、執行役員制度を導入しております。執行役員は、取締役兼務の6名および次の6名であります。

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
執 行 役 員	松 下 靖	[流通業副統括責任者]	(株)京阪流通システムズ代表取締役社長 (株)京阪ザ・ストア代表取締役会長 (株)カフェ代表取締役会長
執 行 役 員	吉 村 洋 一	経営企画室経営戦略担当 <新規事業>、グループ管理室総務部・IT推進部担当	京阪電気鉄道(株)取締役
執 行 役 員	大 塚 憲 郎	[運輸業副統括責任者]	京福電気鉄道(株)代表取締役社長
執 行 役 員	江 藤 知	経営企画室経営戦略担当 <全社戦略、広報・宣伝>、経営企画室経営戦略担当部長<全社戦略>、グループ管理室人事部長	京阪電気鉄道(株)取締役 (株)京阪ビジネスマネジメント代表取締役社長

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
執行役員	山田有希生	経営企画室事業推進副担当<観光共創> [レジャー・サービス業副統括責任者]	(株)ホテル京阪代表取締役社長 京阪ホテルズ&リゾーツ(株)専務取締役
執行役員	山内徹郎	[不動産業副統括責任者]	京阪電鉄不動産(株)取締役副社長

(2) 社外役員に関する事項

1. 当社と重要な兼職先との関係

当社と社外役員の重要な兼職先との間に、特別の関係はありません。

2. 主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
監査等委員でない 取締役	村尾和俊	当事業年度開催の取締役会12回のうち11回に、また、指名・報酬諮問委員会に出席し、当社から独立した立場から、主に企業経営の経験に基づき発言をおこなっております。
	橋爪紳也	当事業年度開催の取締役会12回すべてに、また、指名・報酬諮問委員会に出席し、当社から独立した立場から、主に都市計画および都市文化論の専門家としての経験に基づき発言をおこなっております。
監査等委員である 取締役	梅崎 壽	当事業年度開催の取締役会12回すべてに、また、監査等委員会15回すべてに出席し、当社から独立した立場から、主に運輸行政および企業経営の経験に基づき発言をおこなっております。
	田原信之	当事業年度開催の取締役会12回すべてに、また、監査等委員会15回すべてに出席し、当社から独立した立場から、主に会計的な見地から発言をおこなっております。
	草尾光一	当事業年度開催の取締役会12回すべてに、また、監査等委員会15回すべてに出席し、当社から独立した立場から、主に法的な見地から発言をおこなっております。
	濱崎加奈子	2021年6月18日に取締役 監査等委員に就任後、開催された当事業年度の取締役会10回のうち9回に、また、監査等委員会11回のうち10回に出席し、当社から独立した立場から、主に文化・学術・観光分野での経験に基づき発言をおこなっております。

3. 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役村尾和俊、橋爪紳也の各氏および取締役 監査等委員梅崎 壽、田原信之、草尾光一、濱崎加奈子の各氏との間で、各氏が職務をおこなうにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10百万円または法令が規定する最低責任限度額のいずれか高い額としております。

(3) 取締役の報酬等に関する事項

1. 取締役の報酬等の総額

	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
監査等委員でない取締役 (うち社外取締役)	232 (16)	171 (16)	61 (-)	0 (-)	10 (2)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	53 (31)	53 (31)	- (-)	- (-)	6 (4)

- (注) 1. 監査等委員でない取締役および監査等委員である取締役の報酬等の総額には、2021年6月18日任期満了により退任した監査等委員でない取締役1名および監査等委員である取締役1名の在任中の報酬等の額をそれぞれ含んでおります。
2. 監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬型ストック・オプションは、業績連動報酬等および非金銭報酬等のいずれにも該当いたしますが、監査等委員でない取締役の報酬等の種類別の総額のうち、非金銭報酬等に全額記載することとしております。
3. 取締役（社外取締役を除く）の報酬等の一部を役員持株会に抛出し、当社株式の取得に充当することとしております。
4. 当事業年度においては、新型コロナウイルス感染症による業績への影響および厳しい経営環境に鑑み、取締役（社外取締役を除く）の報酬等の一部を減額して支給しております。

2. 監査等委員でない取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針の概要

①監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）の報酬等の決定方針

監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）の報酬等は、業績および株主価値の向上とあわせて、持続的な成長と企業価値向上への動機付けを図ることを目的として、委員の過半数を社外取締役とする指名・報酬諮問委員会の答申に基づき取締役会で決定した内規の定めに従い、以下の構成としております。

【報酬の構成】

●基本報酬

委任に対する基本的な対価として、内規に基づき決定いたします。

●業績報酬

1株当たり連結当期純利益と配当額の組合せに基づき内規により決定される会社業績連動報酬と、統括する事業群や当該事業群に属する子会社の経常利益および個人目標の達成状況等に基づき内規により決定される個人業績連動報酬を、業績報酬として支給いたします。

●株式報酬型ストック・オプション

株主の皆様と株価変動のメリットとリスクを共有することを通じて、持続的な成長と企業価値向上への動機付けをさらに高めることを目的として、連結営業利益の額に応じて、内規に基づき決定される個数の新株予約権を割り当てる株式報酬型ストック・オプションを導入しております。株式報酬型ストック・オプションの内容は、次のとおりであります。

- ・新株予約権の目的である株式の種類と数 新株予約権1個当たり普通株式20株
- ・新株予約権の総数 各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に割り当てる新株予約権の数は500個を上限とする。
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1株当たり1円
- ・新株予約権の行使期間 割当日の翌日から30年以内の範囲で、取締役会において定める。
- ・新株予約権の譲渡制限 譲渡による新株予約権の取得は、取締役会の承認を要する。
- ・新株予約権の行使条件 当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から原則として10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できる。
- ・新株予約権の取得に関する事項 新株予約権者が権利行使をする前に、行使条件または新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得できる。
- ・その他の新株予約権の内容 新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

【業績指標に関する事項】

各業績連動報酬等に係る指標については、業績および株主価値の向上とあわせて、持続的な成長と企業価値向上への動機付けを図ることを目的として採用しております。

会社業績連動報酬の業績指標の2019年度および2020年度における実績は、1株当たり連結当期純利益または当期純損失が2019年度：187.72円、2020年度：△42.68円、1株当たり配当額が2019年度：35円、2020年度：25円でした。個人業績連動報酬は、統括する事業群や当該事業群に属する子会社の経常利益および個人目標の達成状況等に基づき算出しており、その業績指標の両事業年度における実績は、一部目標値の達成には至りませんでした。また、当事業年度に係る株式報酬型ストック・オプションの業績指標である2020年度における連結営業利益の実績は、12億6千5百万円の営業損失でした。

(注) 当事業年度において監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）に対して支給された業績連動報酬等（株式報酬型ストック・オプションを除く）に係る業績指標には、2019年度および2020年度の実績値を採用するとともに、新型コロナウイルス感染症による影響などを踏まえ、内規の定めに基づき支給しております。

【報酬等の種類ごとの割合の決定に関する方針】

監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）に対する報酬等のうち、固定報酬、業績連動報酬等および非金銭報酬等の額の個人別の報酬等の額に対する割合は、会社業績に対する取締役のインセンティブが十分に働くよう業績連動報酬等を相当割合組み入れるほか、非金銭報酬等として株式報酬型ストック・オプションを導入することにより、株主の皆様と株価変動のメリットとリスクを共有することを通じて、持続的な成長と企業価値向上への動機付けをさらに高める構成としております。

【報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針】

基本報酬および業績報酬は、内規に基づき決定された額を毎月所定の時期に支給いたします。株式報酬型ストック・オプションとして割り当てる新株予約権の払込金額に充てるために支給する報酬等は、支給対象期間の報酬等を所定の月に一括して支給いたします。

②監査等委員でない社外取締役の報酬等の決定方針

監査等委員でない社外取締役の報酬等は、指名・報酬諮問委員会の答申に基づき取締役会で決定した内規の定めに従い定額報酬とし、毎月所定の時期に支給いたします。

③監査等委員でない取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針の決定方法

監査等委員でない取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針は、指名・報酬諮問委員会の答申を受け、取締役会が決定しております。

④当事業年度に係る監査等委員でない取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

監査等委員でない取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含めた検討をおこなっております。取締役会はその答申を尊重し、同内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

3. 監査等委員である取締役の報酬等の決定に関する方針の概要

監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員会が決定した内規の定めに従い、定額報酬としており、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

4. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の監査等委員でない取締役の報酬等の額は、2017年6月20日に開催した第95回定時株主総会において、年額4億円以内（うち社外取締役年額4,000万円以内）とご承認を得ております（同総会終結時点の監査等委員でない取締役の員数は8名（うち社外取締役2名））。なお、当該決議の範囲内で監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を割り当てることについても、同総会においてご承認を得ております。

また、当社の監査等委員である取締役の報酬等の額は、同総会において、年額8,400万円以内とご承認を得ております（同総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は5名）。

4. 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を締結しております。役員等賠償責任保険契約の概要は次のとおりであります。

(1) 被保険者の範囲

当社および一部の子会社の取締役、監査役、執行役員等

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

被保険者が業務につきおこなった行為に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害が填補されます。なお、被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことや被保険者の犯罪行為に起因する損害には保険金が支払われないなどの免責事由が定められております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

E Y新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

1. 会計監査人の報酬等の額

46百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、前期における会計監査人の職務執行状況、当期の会計監査人の監査計画の内容および報酬額の見積りの算出根拠について確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額は相当であると判断し、同意をおこなっております。

2. 当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

111百万円

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対し、第36回無担保社債（サステナビリティボンド）の発行に係るコンフォート・レターの作成を委託しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、会計監査人の解任を検討いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行の状況等を考慮し、株主総会への会計監査人の解任または不再任に関する議案の提出の要否を每期検討いたします。

~~~~~  
(注) 本事業報告中、百万円単位以上の記載金額は百万円未満を、千株単位の株式数は表示単位未満をいずれも切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科目             | 金額             | 科目                 | 金額             |
|----------------|----------------|--------------------|----------------|
| <b>(資産の部)</b>  |                | <b>(負債の部)</b>      |                |
| <b>流動資産</b>    | <b>186,794</b> | <b>流動負債</b>        | <b>127,477</b> |
| 現金及び預金         | 20,327         | 支払手形及び買掛金          | 10,020         |
| 受取手形、売掛金及び契約資産 | 25,129         | 短期借入金              | 60,320         |
| 有価証券           | 1,432          | 1年内償還予定の社債         | 10,000         |
| 販売土地及び建物       | 126,863        | 未払法人税等             | 3,777          |
| 商品             | 1,430          | 前受金                | 8,717          |
| その他            | 11,907         | 賞与引当金              | 2,569          |
| 貸倒引当金          | △295           | その他                | 32,072         |
| <b>固定資産</b>    | <b>550,466</b> | <b>固定負債</b>        | <b>353,907</b> |
| 有形固定資産         | 481,726        | 社債                 | 100,000        |
| 建物及び構築物        | 213,445        | 長期借入金              | 174,990        |
| 機械装置及び運搬具      | 19,553         | 長期未払金              | 226            |
| 土地             | 230,941        | 繰延税金負債             | 3,433          |
| 建設仮勘定          | 10,267         | 再評価に係る繰延税金負債       | 32,499         |
| その他            | 7,517          | 役員退職慰労引当金          | 143            |
| 無形固定資産         | 7,218          | 退職給付に係る負債          | 17,593         |
| 投資その他の資産       | 61,521         | その他                | 25,021         |
| 投資有価証券         | 42,001         | <b>負債合計</b>        | <b>481,384</b> |
| 長期貸付金          | 242            | <b>(純資産の部)</b>     |                |
| 繰延税金資産         | 5,369          | <b>株主資本</b>        | <b>210,627</b> |
| 退職給付に係る資産      | 1,605          | 資本金                | 51,466         |
| その他            | 12,464         | 資本剰余金              | 28,796         |
| 貸倒引当金          | △160           | 利益剰余金              | 152,007        |
|                |                | 自己株式               | △21,643        |
|                |                | <b>その他の包括利益累計額</b> | <b>40,612</b>  |
|                |                | その他有価証券評価差額金       | 5,967          |
|                |                | 土地再評価差額金           | 35,060         |
|                |                | 為替換算調整勘定           | △12            |
|                |                | 退職給付に係る調整累計額       | △403           |
|                |                | <b>新株予約権</b>       | <b>121</b>     |
|                |                | <b>非支配株主持分</b>     | <b>4,514</b>   |
| <b>資産合計</b>    | <b>737,261</b> | <b>純資産合計</b>       | <b>255,876</b> |
|                |                | <b>負債純資産合計</b>     | <b>737,261</b> |

## 連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科目                     | 金額      |                |
|------------------------|---------|----------------|
| <b>営業収益</b>            |         | <b>258,118</b> |
| <b>営業費</b>             |         |                |
| 運輸業等営業費及び売上原価          | 204,258 |                |
| 販売費及び一般管理費             | 40,452  | 244,710        |
| <b>営業利益</b>            |         | <b>13,408</b>  |
| <b>営業外収益</b>           |         |                |
| 受取利息                   | 35      |                |
| 受取配当金                  | 429     |                |
| 持分法による投資利益             | 103     |                |
| 雇用調整助成金                | 1,797   |                |
| 新型コロナウイルス感染症対策補助金      | 1,721   |                |
| 雑収入                    | 1,732   | 5,820          |
| <b>営業外費用</b>           |         |                |
| 支払利息                   | 2,007   |                |
| 雑支出                    | 734     | 2,742          |
| <b>経常利益</b>            |         | <b>16,485</b>  |
| <b>特別利益</b>            |         |                |
| 補助金                    | 1,677   |                |
| 投資有価証券売却益              | 1,005   |                |
| 受取補償金                  | 686     |                |
| 工事負担金等受入額              | 311     |                |
| その他                    | 519     | 4,199          |
| <b>特別損失</b>            |         |                |
| 固定資産除却損                | 1,278   |                |
| 固定資産圧縮損                | 734     |                |
| 減損損失                   | 314     |                |
| 新型コロナウイルス感染症による損失      | 181     |                |
| その他                    | 175     | 2,684          |
| <b>税金等調整前当期純利益</b>     |         | <b>18,000</b>  |
| 法人税、住民税及び事業税           | 7,402   |                |
| 法人税等調整額                | 617     | 8,019          |
| <b>当期純利益</b>           |         | <b>9,981</b>   |
| 非支配株主に帰属する当期純利益        |         | 391            |
| <b>親会社株主に帰属する当期純利益</b> |         | <b>9,589</b>   |

# 計算書類

## 貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科目            | 金額             | 科目              | 金額             |
|---------------|----------------|-----------------|----------------|
| <b>(資産の部)</b> |                | <b>(負債の部)</b>   |                |
| <b>流動資産</b>   | <b>73,880</b>  | <b>流動負債</b>     | <b>109,743</b> |
| 現金及び預金        | 10,133         | 短期借入金           | 93,794         |
| 未収入金          | 2,169          | 1年内償還予定の社債      | 10,000         |
| 未収収益          | 52             | リース債務           | 59             |
| 未収法人税等        | 463            | 未払金             | 2,775          |
| 短期貸付金         | 67,058         | 未払費用            | 416            |
| 有価証券          | 1,132          | 未払消費税等          | 530            |
| 貯蔵品           | 34             | 預り金             | 203            |
| 前払費用          | 715            | 前受金             | 1,415          |
| その他           | 217            | 前受収益            | 117            |
| 貸倒引当金         | △8,096         | 賞与引当金           | 9              |
| <b>固定資産</b>   | <b>494,713</b> | その他             | 422            |
| 有形固定資産        | 238,583        | <b>固定負債</b>     | <b>292,771</b> |
| 建物            | 91,801         | 社債              | 100,000        |
| 構築物           | 1,856          | 長期借入金           | 157,274        |
| 機械及び装置        | 276            | リース債務           | 344            |
| 車両運搬具         | 8              | 長期未払金           | 102            |
| 工具、器具及び備品     | 225            | 繰延税金負債          | 4,556          |
| 土地            | 137,969        | 再評価に係る繰延税金負債    | 13,954         |
| リース資産         | 385            | 退職給付引当金         | 417            |
| 建設仮勘定         | 6,059          | 資産除去債務          | 1,290          |
| 無形固定資産        | 1,119          | 長期預り敷金保証金       | 14,826         |
| 借地権           | 568            | その他             | 5              |
| ソフトウェア        | 197            | <b>負債合計</b>     | <b>402,515</b> |
| 公共施設利用権       | 265            |                 |                |
| その他           | 88             | <b>(純資産の部)</b>  |                |
| 投資その他の資産      | 255,010        | <b>株主資本</b>     | <b>147,221</b> |
| 投資有価証券        | 27,885         | 資本金             | 51,466         |
| 関係会社株式        | 87,478         | 資本剰余金           | 28,821         |
| 長期貸付金         | 142,709        | 資本準備金           | 12,868         |
| 前払年金費用        | 82             | その他資本剰余金        | 15,953         |
| その他           | 2,850          | 利益剰余金           | 88,576         |
| 貸倒引当金         | △5,996         | その他利益剰余金        | 88,576         |
| <b>資産合計</b>   | <b>568,593</b> | 繰越利益剰余金         | 88,576         |
|               |                | 自己株式            | △21,643        |
|               |                | <b>評価・換算差額等</b> | <b>18,735</b>  |
|               |                | その他有価証券評価差額金    | 5,715          |
|               |                | 土地再評価差額金        | 13,020         |
|               |                | <b>新株予約権</b>    | <b>121</b>     |
|               |                | <b>純資産合計</b>    | <b>166,078</b> |
|               |                | <b>負債純資産合計</b>  | <b>568,593</b> |

# 損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科目              | 金額     |               |
|-----------------|--------|---------------|
| <b>営業収益</b>     |        |               |
| 関係会社受取配当金       | 2,997  |               |
| 関係会社受入手数料       | 3,467  |               |
| 土地建物賃貸収入        | 21,533 | 27,997        |
| <b>営業費</b>      |        |               |
| 一般管理費           | 15,390 | 15,390        |
| <b>営業利益</b>     |        | <b>12,607</b> |
| <b>営業外収益</b>    |        |               |
| 受取利息及び配当金       | 1,758  |               |
| その他             | 688    | 2,446         |
| <b>営業外費用</b>    |        |               |
| 支払利息            | 2,038  |               |
| 貸倒引当金繰入額        | 5,860  |               |
| その他             | 240    | 8,139         |
| <b>経常利益</b>     |        | <b>6,914</b>  |
| <b>特別利益</b>     |        |               |
| 抱合せ株式消滅差益       | 3,143  |               |
| 投資有価証券売却益       | 1,000  |               |
| 固定資産売却益         | 173    |               |
| 受取補償金           | 65     | 4,383         |
| <b>特別損失</b>     |        |               |
| 固定資産除却損         | 660    |               |
| 関係会社整理損         | 394    |               |
| 関係会社株式評価損       | 268    |               |
| 減損損失            | 245    | 1,567         |
| <b>税引前当期純利益</b> |        | <b>9,730</b>  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 1,427  |               |
| 法人税等調整額         | △159   | 1,268         |
| <b>当期純利益</b>    |        | <b>8,462</b>  |

# 監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

京阪ホールディングス株式会社  
取締役会 御中

E Y新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 守谷 義 広

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 北池 晃 一郎

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、京阪ホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、京阪ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。



- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。  
監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。  
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

京阪ホールディングス株式会社  
取締役会 御中

E Y新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 守谷 義 広

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 北池晃一郎

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、京阪ホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第100期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査報告書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第100期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、下記の方法で監査を実施しました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

- ①監査等委員会が定めた監査等基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、重要な会議に出席するとともに会社の諸規程の整備及び実施状況の調査を行い、取締役並びに使用人及び内部監査部門等と意思疎通を図り、適宜その職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類その他重要な書類を閲覧、審査し、本社等において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、必要に応じて子会社の取締役等から事業の報告を受けるほか、子会社に赴いて業務の執行状況及び財産の管理状況を調査しました。
- ②事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針及びその取組みについては、取締役会における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議（財務報告に係る内部統制を含む）の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針については指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されているその取組み内容は、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人E Y新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人E Y新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月17日

京阪ホールディングス株式会社 監査等委員会

監査等委員（常勤） 長濱 哲郎 ㊟

監査等委員 梅崎 壽 ㊟

監査等委員 田原 信之 ㊟

監査等委員 草尾 光一 ㊟

監査等委員 濱崎加奈子 ㊟

(注) 監査等委員梅崎壽、田原信之、草尾光一及び濱崎加奈子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

# 第100回 定時株主総会会場ご案内図

会場

大阪国際会議場（グランキューブ大阪）5階メインホール  
大阪市北区中之島5丁目3番51号

※開催場所が昨年と異なりますので、お間違いのないようご注意ください。



交通

## ■京阪中之島線

中之島（大阪国際会議場）駅（②番出口）すぐ

## ■JR東西線

新福島駅（②番出口）から徒歩約12分

## ■JR大阪環状線

福島駅から徒歩約15分

## ■阪神本線

福島駅（③番出口）から徒歩約12分

## ■大阪シティバス 堂島大橋



お願い

■会場には午前9時からご入場いただけます。

■お車でのご来場はご遠慮願います。

◎新型コロナウイルス感染症予防の観点から、株主総会当日のご来場については慎重にご検討いただき、書面またはインターネット等により議決権を行使していただくことをご推奨申し上げます。

◎本総会は、感染防止措置として間隔をあけた配席とするため、会場の座席数に限りがあります。

◎ご来場いただく場合には、マスクのご着用や会場設置の消毒液のご使用など会場での感染予防にご協力いただけますようお願い申し上げます。

◎受付前に検温をさせていただきます。検温の結果37.5度以上の発熱が確認された方や体調不良と見受けられる方などには、ご入場をお控えいただき、またはご退会をお願いする場合がございます。

◎なお、本書のご送付以降に状況の変化により、上記のご案内を更新する場合がございますので、最新の情報は、インターネット上の当社ウェブサイト

(<https://www.keihan-holdings.co.jp/ir/info/shareholdermeeting.html>)にてご確認くださいようお願い申し上げます。

